

令和3年6月1日

柿野住民自治協議会推進委員 様

会長 稲葉 丈治

「書面表決書」の結果について(ご通知)

・77名に発送、回答72名 回収率93.5%

- | | | | | |
|---|-------|--------|------|-----|
| ① | 第1号議案 | 事業報告 | 賛成72 | 反対0 |
| ② | 第2号議案 | 決算報告 | 賛成72 | 反対0 |
| ③ | 第3号議案 | 会則について | 賛成72 | 反対0 |
| ④ | 第4号議案 | 役員について | 賛成72 | 反対0 |
| ⑤ | 第5号議案 | 事業計画 | 賛成72 | 反対0 |
| ④ | 第6号議案 | 予算 | 賛成72 | 反対0 |
| ⑥ | 第7号議案 | 地域計画改正 | 賛成72 | 反対0 |

(1) ご意見がありました。

Q 第7号議案P2②について世帯数の確認して下さい。

A 「独居世帯数」が記入漏れで、追加します。

(2) 訂正をお願いします。

1.会則P3 第14条中、部会長、副部会長を削除します。

2.3年度予算中(P10)自治会部会計画でP12参照とは、
会則綴りのP6を参照して下さい。

・結果

全ての議案について、過半数の賛成をもって

可決されました。よって柿野住民協議会は

「柿野住民自治協議会」に名称が変わります。

1年間お世話になりますが、よろしく申し上げます。

柿野住民(自治)協議会「書面表決」目次

令和3年5月17日提出

柿野住民協議会 会長 稲葉 丈治

- ① 議案第1号 令和2年度柿野住民協議会事業報告について(P1~P2)
- ② 議案第2号 令和2年度柿野住民協議会収支決算報告について(P3~P4)

令和3年5月17日提出

柿野住民自治協議会 準備委員会会長 稲葉 丈治

- ① 議案第3号 柿野住民自治協議会会則について(別添綴り)
 - 関連資料 会則第5条(12) 基本協定に関する事業(P6)
 - 〃 会則第24条関係 役員報酬規程(P7)
 - 〃 会則第25条関係 旅費規程(P8)
- ② 議案第4号 柿野住民自治協議会
令和3年度~4年度役員選任について(P6)
- ③ 報告事項について
 - (1)報告 1
令和3年度柿野住民自治協議会推進委員について(P7~8)
 - (2)報告 2
監査2名 (P9))
- ④ 議案第5号 令和2年度柿野住民自治協議会事業計画について(P10)
- ⑤ 議案第6号 令和2年度柿野住民協議会事業予算について(P10-1~P11)
- ⑥ 議案第7号 柿野住民協議会地域計画書改正について(別添綴り)

議案第 1 号

令和2年度柿野住民協議会事業報告

「みんなが安全で、安心して暮らせる町、柿野」目指した当協議会も丸10年を終えました。

令和2年度も、会員一丸になって町づくりに取り組んでいく意気込みでありましたが、100年に一度言われる“ウィルス”「新型コロナウイルス」発症で、日常生活の自粛が余儀なくされました。

これらにより、感染拡大防止の為に全ての会議、行事が延期、自粛、中止となる1年でありました。

特に、第9回目を迎える「棚田まつり」は当然中止し、交付金192,020円を市に返還をしました。

次のとおり報告します。

1. 主な、役員会議(会長、副会長2名、書記、会計、事務局、振興局、社協)

	内 容	担当部署	開催(実施)場所	出席人数
2. 4. 24 (金)	令和2年度総会について (中止と決定)	事務局	住民協議会事務所	6
2. 7. 13 (月)	①令和2年度事業について ②イベント中止による代替 えについて	〃	〃	7
2. 7. 21 (火)	老人会代表役員合同会議 (敬老事業について)	〃	〃	5
2. 9. 17 (木)	令和2年度敬老事業について	〃	〃	6
2. 11. 26 (木)	令和3年度からの住民協議会 について	〃	〃	7
2. 12. 23 (金)	令和2年度残事業について	〃	〃	7
3. 1. 20 (水)	令和3年度からの住民 協議会について	〃	〃	4
3. 2. 4 (木)	正副部会長会議について (提出資料確認)	〃	〃	7
3. 2. 21 (日)	第1回正副部会長会議	〃	〃	20
3. 3. 19 (金)	①令和3年度予算について ②会則等改正について	〃	〃	7

2. 地域振興部会

2. 4. 1 3. 3. 31	防犯灯修繕 横野地区 7基	地域振興 部会	—	—
2. 4. 1 3. 3. 31	防犯灯修繕 深野地区 10基	〃	—	—

2.地域振興部会

3.2.末日	救命講習会開催予定が中止	—	—	—
--------	--------------	---	---	---

3.環境福祉部会

2. 6. 21 (日)	花いっぱい運動 (日日草、アゲラタムバジル等)	環境福祉 部会	横野地区	11
2. 9. 20 (日)	敬老事業 (記念品「海苔」)	〃	15自治会長配付 (依頼)	249
2. 10. 31 (土)	グラウンドゴルフ大会	〃	飯南グラウンド	80
2. 11. 20 (金)	健康食料理教室 (天婦羅の盛り合わせ等)	〃	産業文化センター	15
3. 1. 31 (日)	健康食料理教室 (恵方巻きづくり)	〃	〃	15
3. 2. 28 (日)	健康ウォーキング	〃	茶倉駅往復 (往復約6k)	26

4.農林部会

2. 7. 5 (日)	横野地区草刈り	農林部会	7番組地内	24
2. 7～ 10月	深野地区草刈り	〃	深野地区	延べ80
2. 3. 5 (金)	野菜づくり研修会 (講師JA職員 夏野菜づくり)	〃	産業文化センター	16

5.教育文化部会

2. 12. 20 (日)	バルーンアートづくり	教育文化 部会	産業文化センター	20
------------------	------------	------------	----------	----

6.主な、事務局事務

2. 4. 1 ～3. 3. 31	役員会議他関係する全ての 会議調整	事務局	—	—
2. 4. 1 ～3. 3. 31	各種イベント補佐	〃	—	—
2. 8. 1 (土)	柿野住民協議会たより発行 (第21号)	〃	—	15自治会 回覧
2. 12. 25 (金)	柿野住民協議会たより発行 (第22号)	〃	—	〃
3年 1/5～3月	会則、地域計画書改正づくり	〃	—	—

令和2年度 柿野住民協議会収支決算報告書

収 入

単位 円

科 目	当初予算額	決算額	説 明
住民協議会活動交付	1,358,000	1,165,980	松阪市(活動交付金)
地域敬老事業推進特別交付金	286,000	286,000	松阪市(敬老交付金)
会費	20,000	20,000	横野区、深野区
福祉助成金	100,000	100,000	松阪市社会福祉協議会
その他収入	26,000	35,000	健康食料理教室会費他
預金利子	5	4	
前年度繰越金	42,810	42,810	
収入合計	1,832,815	1,649,794	

支 出

科 目	当初予算額	決算額	説 明
地域振興部会	195,000	255,000	LED交換自治会へ補助(17基)
	50,000	0	
	5,000	0	消防ホース点検
(小計)	250,000	255,000	
環境福祉部会	15,000	8,963	健康ウォーキング
	56,000	55,015	健康食料理教室
	70,000	69,840	花いっぱい運動(花苗配付)
	2,000	1,980	高齢者見守り運動
	15,000	0	健康管理体操
	35,000	34,001	グラウンドゴルフ大会
	287,000	286,673	敬老事業
(小計)	480,000	456,472	
農林部会	35,000	31,251	草刈り
	5,000	3,174	野菜づくり研修会
(小計)	40,000	34,425	
教育文化部会	250,000	7,980	棚田まつり
	5,000	50,000	歴史文化学習の為の助成金
	10,000	10,000	柿野小学校行事助成
	8,000	7,748	飯南体育振興会へ補助
	18,000	18,000	紙漉き体験事業助成
	13,000	8,345	バルーンアート教室
(小計)	304,000	102,073	
事務局費	602,000	601,812	事務員賃金及び、保険料
	35,000	26,930	出張旅費
	10,000	0	総会費、役員会議
	71,815	84,002	事務用品
	35,000	30,084	通信運搬費
	5,000	4,900	資料代印刷費
	0	16,344	備品購入費(石油ファンヒーター、灯油代)
(小計)	758,815	764,072	
支出合計	1,832,815	1,612,042	


収入1,649,794円-支出1,612,042円=37,752円・・・翌年度繰越


監 査 報 告

私たち監事は、令和3年4月22日、柿野住民協議会事務所において、令和2年度における柿野住民協議会収支決算について監査した結果、帳簿並びに証拠書類等適切に処理されていたと認めたので、ここに報告します。

令和3年4月22日

柿野住民協議会

監事 宮本 武 

監事 中川 はるみ 

議案 4 号

柿野住民自治協議会

令和 3 年度～4 年度役員選任について

(会則第 14 条関係)

会 長 稲葉 丈治

副会長 竹岡 春俊

副会長 南 一生

書 記 西川 長利

会 計 中出 栄一

事務局 武藤 廣

任 期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(2 年)

報告 1

令和3年度柿野住民自治協議会推進委員について

横野地区

役 職	部会長	副部会長	推進委員
任 期	3～4年度	3～4年度	3～4年度又は3年度のみ
自治会部会	区推薦 (区長) 竹岡 春俊	区推薦 (副区長) 川上 泰宏	福山 裕章 3年度組長 堀川 清 // 石川 裕久 // 青木 栄樹 // 阪口 哲也 // 小阪 和正 // 水本 信男 // 久世 英男 組推薦 稲葉 増次 // 石川 敦久 団体推薦(消防団) 久世 浩稔 // (消防団)
環境福祉部会	区推薦 野呂 佳久	団体推薦 (民生委員) 岡田 ひろ子	景井 嘉子 組推薦 西村 保美 // 石川 郷康 // 武藤 理 2年度組長 佐川 敏一 // 稲葉 貢 // 石川 裕章 団体推薦(老人会) 吉田千代子 // (老人会) 稲葉たみ子 // 武藤 廣 区推薦 西川 長利 区推薦
教育文化部会	区推薦 稲葉 丈治	組推選 坂口 三津子	野呂 和己 2年度組長 野呂 敏明 // 英 順一郎 // 森本 和哉 // 奥達 廣志 組推薦 田上恵理子 // 阪口 洋 // 倉田 信弘 // 藤岡 信 // 小塩 一生 団体推薦(体育) 須賀 菜也 団体推薦(子供会) 北原 早織 // (PTA)

13

13

14

合計

40

報告 1

令和3年度柿野住民自治協議会推進委員について

深野地区

役 職	部会長	副部会長	推進委員
任 期	3～4年度	3～4年度	3～4年度又は3年度のみ
自治会部会	区推薦 (区長) 南 一生	区推薦 (副区長) 出口 健太	南 俊司 3年度組長 中川 清三 // 増田 吉生 // 谷口 広文 // 松本 達実 // 廣田 覚 // 野呂喜代司 // 前手 美輪 // 馬場 優 区推薦 (区会計) 上見 竜広 団体推薦 (消防団)
環境福祉部会	組推薦 平井 幸多郎	組推薦 中出 栄一	山本 一学 2年度組長 谷口 智明 // 吉田 春巳 // 森本 学 // 青木 茂一 団体推薦 (老人会) 田中 秀治 // (松阪牛) 森本 稔 // (稲荷講) 廣 実 組推薦 西村 憲児 // 杉本 和也 //
教育文化部会	区推薦 (棚田) 栃木 善明	団体推薦 (民生委員) 宮本 武	谷口 順一 2年度組長 谷口 敏 // 青木 俊己 // 中出 満治 // 川上奈津美 団体推薦 (子供会) 山本 有香 // (子供会) 廣田 順一 // (体育) 野呂 修三 // (和紙) 久保 拓生 組推薦 廣田 郁也 // 南 克幸 //

12

12

13

合計

37

報告第 2

監査(会則第 12 条(3))

① 宮本 武 松阪市飯南町深野 3063 番地

② 中川 はるみ 松阪市飯南町横野 30 番地

任 期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

令和3年度 柿野住民自治協議会事業計画

(地域計画書から抜粋)

みんなが安全で、安心して暮らせる町柿野
 ～夢のある柿野、住んでいて楽しい柿野、いつまでも住みたい柿野～

部 会 名	事 業 名	実 施 時 期
自治会部会	防犯灯修繕	随時
	救命講習会	11月
	草刈り事業	7～10月
	地域計画見直し事業	10～3月
	別紙1に、記載する事業(P12参照)	4～3月

環境福祉部会	健康ウォーキング	2022年2月
	健康食料理教室	2回実施
	花いっぱい運動	6月
	健康体操	1回実施
	グラウンドゴルフ大会	5月又は、9月
	高齢者見守り運動	12月
	敬老事業	9月

教育文化部会	棚田まつり	10月最後の土曜日
	歴史文化学習会	2022年3月
	柿野小学校助成事業	11月
	飯南体育振興会助成事業	10月
	バルーンアートづくり	12月
	紙漉き体験助成事業	2022年3月

事 務 局	3部会の調整及び、全ての事務	4月～3月
	役員会議他関係する全ての会議	〃
	住民自治協議会たより	年2回
	各種イベント補佐	4月～3月
	他協議会との連携	〃

令和3年度 柿野住民自治協議会事業予算

収 入

科 目	本年度 予算額	説 明
前年度繰越	37,752	
活動交付金	1,645,000	松阪市
福祉助成金	130,000	松阪市社会福祉協議会
会費	20,000	横野区10,000 深野区10,000
その他収入	18,000	健康食料理教室負担金他
預金利息	4	
合 計	1,850,756	

支 出

部 会	本年度 予算額	事 業 名
自治会部会	150,000	LED交換自治会へ補助
	3,000	救命講習会
	37,000	草刈り事業
	2,000	地域計画関係
小 計	192,000	

環境福祉部会	10,000	健康ウォーキング
	55,000	健康食料理教室
	61,000	花いっぱい運動
	10,000	健康管理体操
	35,000	グラウンドゴルフ大会
	13,000	高齢者見守り運動
	251,000	敬老事業
小 計	435,000	

教育文化部会	250,000	柵田まつり
	5,000	歴史・文化学習会
	10,000	柿野小学校活動助成
	8,000	飯南体育振興会助成
	10,000	バルーンアート教室
	18,000	紙漉き体験
小 計	301,000	

部 会	本年度 予算額	事 業 名
事務局費	160,000	報酬
	600,000	事務員賃金
	48,000	旅費、日当
	10,000	総会費、役員会議
	62,756	事務用品
	33,000	切手、はがき
	2,000	事務員保険料
	5,000	燃料費
	2,000	印刷代
小 計	922,756	

合 計	1,850,756
-----	-----------

各科目に過不足が生じた場合は、流用することができるものとする。

別紙 1

事業(業務)の内容は次のとおりとする。(基本協定 抜粋)

①行政からの連絡及び調整業務【配付・回覧・周知】

主な業務

- 1.「広報まつさか」をはじめとする行政が作成した広報物の配付、回覧業務
- 2.自治会の代表者名及び世帯数、回覧数等の報告
- 3.行政連絡事務に伴う行政情報の周知
- 4.事業及び工事に関する連絡周知
- 5.行政が主催する事業への協力

②人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】

主な業務

- 1.統計調査員の推選
- 2.民生委員、児童委員候補者の推薦
- 3.投票立会人の投票区内での人選
- 4.各種委員会の委員の推薦

③地域の状況調査と要望【調査・要望のとりまとめ】

主な業務

- 1.地域における状況調査
- 2.地区内の環境整備のとりまとめ、要望書等の作成、現地立ち会い
- 3.事業及び工事に関する説明会等のとりまとめ

④その他【共助(互助)関係】

主な業務

- 1.ごみ集積所の管理及び分別指導
- 2.各種募金活動協力

議案第3号

柿野住民自治協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、柿野住民自治協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地区住民の連帯と責任に基づき、次に掲げる地域社会を形成することを目的とする。

- (1) 地域の課題に対応し、心が通う誰もが住みよい地域をつくる。
- (2) 住民一人ひとりが町づくりに参画できるよう活力ある地域をつくる。
- (3) 行政と地域が一体となり町づくりができるよう、情報共有できる地域をつくる。
- (4) 区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に町づくりを行い持続的な協働の地域づくりを進める。

(地区の範囲・会員・構成)

第3条 本会を構成する地区の範囲は、柿野地区の地域とする。

(柿野地区とは、横野、深野をいう。)

- 2 本会の会員は、柿野地区に居住する住民及び、団体で構成する。

(事務所)

第4条 本会の事務所は松阪市飯南町横野 867 番地「飯南体育センター」に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) ふれあいの場を設け親睦と交流に関する事業
- (2) 環境美化、環境保全に関する事業
- (3) 健康と福祉の増進に関する事業
- (4) 知識と教養に関する事業
- (5) スポーツ振興に関する事業
- (6) 防災、防犯に関する事業、
- (7) 交通安全に関する事業
- (8) 機関紙等を発行し、情報の提供に関する事業
- (9) 青少年健全育成に関する事業
- (10) 草刈りに関する事業
- (11) 防犯灯及び掲示板設置に関する事業
- (12) 基本協定に関する事業
- (13) 地域計画の策定等に関する事業

- (14) 歴史文化に関する事業
- (15) 生涯学習等公民館活動に関する事業
- (16) その他、本会の目的達成に関する事業

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会は、総会、役員会、部会を組織し、これらの組織に基づき本会の活動の方針を協議・決定する。
又、本会に監査を置く。

(部会)

第7条 自治会部会、環境福祉部会、教育文化部会の3部会を置き次の業務を分掌する。

- (1) 自治会部会は、第5条(1)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13)、(16)に関する事項
- (2) 環境福祉部会は、第5条(2)、(3)、(16)に関する事項
- (3) 教育文化部会は、第5条(4)、(5)、(9)、(14)、(15)、(16)に関する事項

第3章 委 員

(構成団体及び委員)

第8条 本会は、次に掲げる委員80名以内をもって構成する。

(4) 次の構成団体から選出された者

- ① 横野区自治会連合会代表
- ② 深野区自治会連合会代表
- ③ 横野区自治会長(新・旧)
- ④ 深野区自治会長(新・旧)
- ⑤ 横野地区自治会及び深野地区自治会から選出された者
- ⑥ 横野地区及び深野地区の各種関係団体から選出された者

(2)本会の運営に、新たな構成団体及び委員の参画が必要が生じた場合、役員会で協議して、参画するものとする。

(3)選出された委員は、総会で報告をする。

(任務)

第9条 委員はいずれかの部会に所属して部会活動に参画する他、本会の事業計画に基づくコミュニティ活動に積極的に参画する。

(任期)

第10条 委員の任期は、年度初めから2年として、再任を妨げない。

2 任期の途中、欠員補充等で新たに選出された委員は、その任期を他の委員の残任期間として、直近の総会で報告する。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
書記	1名
会計	1名
事務局	1名

(選任)

第12条 役員及び、部会長、副部会長の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、事務局は委員の中から選出し、総会において報告して、承認を受ける。
- (2) 部会長および副部会長は、部会委員により互選し、総会において報告して、承認を受ける。
- (3) 監査は、会員の中から2名選出し総会において報告をする。

(任務)

第13条 役員及び監査の任務はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録および各種書類の作成とその管理をする。
- (4) 会計は、本会の運営および活動に伴う経理の任にあたる。
- (5) 監査は、本会全般の監査の任にあたる。
- (6) 部会長は、部会を代表し、部会の運営及び、活動を総括する。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (8) 事務局は、事務全般を行う。

(任期)

第14条 役員及び監査の任期は、年度初めから2年として、再任を妨げない。

会 議

(会議の種類)

第15条 会議は、総会、役員会は、会長が招集し又、部会は、部会長が招集する。

(総会)

第16条 総会は、会計年度の始まりから60日以内に毎年1回開催する。

- 2 総会は、次の事項を付議し、議決または承認する。
 - (1) 事業計画案及び、予算案
 - (2) 事業報告及び、決算

- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) 地域計画の策定に関すること。
- (6) 総会は、会員から推薦された推進委員(会則第 8 条構成団体及び委員)の、過半数以上(委任状含む)の出席をもって成立する。
- (7) 総会の決議は推進委員の過半数で決する。
但し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (8) 総会の議長は、その総会において出席した推進委員の中から選出する。
- (9) 会長は止むを得ない理由により「総会」を召集することが出来ないと認める時は議決を要する事項について、あらかじめ推進委員に通知し推進委員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。
- (10) 役員会が特に必要と認めて提案する事項
- (11) 総会の決議は推進委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第 17 条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、事務局をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに随時開催する。
- 3 役員会は、次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画案及び、予算案
 - (2) 事業報告及び、決算
 - (3) 会則の改廃案
 - (4) 本会の運営に関しての重要事項
 - (5) 特に重要と認めて総会に提案する事項

(部会)

第 18 条 部会に、部会長及び副部会長を置き、事務局をもって構成する。

2. 部会は第 8 条で定めた構成団体及び委員で構成し、部会長が必要と認めた時に随時開催し、次の事項を決定する。
 - (1) 部会の事業計画案及び、予算案
 - (2) 部会活動案
 - (3) 役員会に提案する事項
 - (4) 正副部会長の互選
2. 上記事項が決定した時は、速やかに役員会に提出する。

(会議録の作成)

第 19 条 すべての会議の議事を記録するため、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 会議開催日時および場所
- (2) 委員の出席者または出席者数

- (3) 付議事項の可否結果
- (4) 議事の経過概要
 - 2 前項の会議録など請求がある場合、閲覧に供するものとする。
 - 3 部会の会議録は、当該部会において作成し、本会の書記を通して会長に届ける。

第9条 会 計

(収入)

第20条 本会の経費は、松阪市の交付金、その他の収入をもってあてる。

(予算)

第21条 本会の収支予算は、総会の議決を経るものとし、緊急やむを得ない場合は役員会で流動的に運用できるものとする。

(決算)

第22条 本会の収支決算は、毎年の会計年度終了後、監査の意見を付し、総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

第10条 補 則

(役員報酬)

第24条 本会は、役員に対して報酬等を支給することができる。
報酬等の額については、規程に定める。

(旅費及び日当)

第25条 本会に関する旅費、日当は規程に定める。

(交付規則)

第26条 本会に関する「交付規則」は役員会をもって定める。

附則

1、この会則は令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利の継承)

2. 柿野住民協議会に係る一切の権利、財産は柿野住民自治協議会に継承するものとする。

(柿野住民協議会規約の廃止)

3. 柿野住民協議会会則、廃止する。

議案第 3 号 関係資料

会則第 5 条(12) 基本協定に関する事業

事業(業務)の内容は次のとおりとする。

①行政からの連絡及び調整業務【配付・回覧・周知】

主な業務

1. 「広報まつさか」をはじめとする行政が作成した広報物の配付、回覧業務
2. 自治会の代表者名及び世帯数、回覧数等の報告
3. 行政連絡事務に伴う行政情報の周知
4. 事業及び工事に関する連絡周知
5. 行政が主催する事業への協力

②人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】

主な業務

1. 統計調査員の推選
2. 民生委員、児童委員候補者の推薦
3. 投票立会人の投票区内での人選
4. 各種委員会の委員の推薦

③地域の状況調査と要望【調査・要望のとりまとめ】

主な業務

1. 地域における状況調査
2. 地区内の環境整備のとりまとめ、要望書等の作成、現地立ち会い
3. 事業及び工事に関する説明会等のとりまとめ

④その他【共助(互助)関係】

主な業務

1. ごみ集積所の管理及び分別指導
2. 各種募金活動協力

議案第3条 関係資料

会則第24条

柿野住民自治協議会 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、柿野住民自治協議会会則（以下、会則という。）第24条の規定に基づき、柿野住民自治協議会（以下、協議会という。）役員に支給する報酬等について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において、報酬等については次の通り定義する。

- (1) 報酬等とは、会則第24条で定められている報酬など職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の支給)

第3条 協議会は、役員に職務遂行の対価として報酬等を支給するものとする。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、年度内に一括支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員報酬は、その全額を、通貨で役員に直接支給するものとする。ただし、法令で定められている額については、税額を控除して支給することができる。

(附則)

1 この規程は令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(別表) 柿野住民自治協議会役員報酬額表

区分	報酬額 (年額)
会長	80,000円
副会長	20,000円
書記	20,000円
会計	20,000円

議案第3号 関係資料

会則第25条

柿野住民自治協議会 旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柿野住民自治協議会(以下「協議会」という)の会長が認めるものに支給する。

(旅費の支給)

第2条 会員が、協議会が命ずる会議等に出席した場合、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 支給する旅費の種類は、会議等に要する車賃と、日当とする。
但し、協議会が主催する会議や行事及びその準備等は、日当のみとする。

(支給額)

第4条 支給額は、自宅から目的地の合理的かつ最短順路によって支給する。
(1)自家用車を使用する場合は、1k当たり35円とする。
但し、同乗者は支払わない。
(2)公共の乗り物を利用した場合は、実費額を支給する。
(3)旅費及び日当等については、別表のとおりとする。
(4)他団体が主催したもので、他団体より支給されるものについては支給しない。

(付則) この規程は令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(別表) 柿野住民自治協議会旅費規程表

区 分	旅 費	日 当	対象事業	その他
・当協議会が主催する会議	自宅から目的地k当たり35円	支払わない	役員会議	支払いの場合は会長が認めるもの
・当協議会が主催する会議(正副又、総会)	支払わない	支払わない	正・副部会会議又、総会等	支払いの場合は会長が認めるもの
・当協議会が主催する行事	支払わない	準備に2時間以上要した場合1回1,000円	当協議会(部会)が主催する行事	支払いの場合は会長が認めるもの
・他団体が主催する会議	自宅から目的地k当たり35円	町内は支払わない町外は、1回1,000円	他団体が主催する会議等	支払いの場合は会長が認めるもの
・他団体が主催する行事	自宅から目的地k当たり35円	町内は支払わない町外は、1回1,000円	他団体が主催する行事等	支払いの場合は会長が認めるもの